

名取川・阿武隈川下流等流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「名取川・阿武隈川下流等流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、名取川・阿武隈川下流流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系名取川流域と一級水系阿武隈川下流流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 名取川・阿武隈川下流流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、仙台河川国道事務所及び宮城県が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。

別表1

名取川・阿武隈川下流等流域治水協議会 構成員

(構成員) 仙台市危機管理監

白石市長

名取市長

角田市長

岩沼市長

蔵王町長

七ヶ宿町長

大河原町長

村田町長

柴田町長

川崎町長

丸森町長

亘理町長

山元町長

気象庁 仙台管区気象台 気象防災部長

宮城県 総務部長

宮城県 土木部長

宮城県 仙台土木事務所長

宮城県 大河原土木事務所長

宮城県 仙台地方ダム総合事務所長

東北地方整備局 宮城南部復興事務所長

東北地方整備局 釜房ダム管理所長

東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所長

東北地方整備局 仙台河川国道事務所長

(事務局) 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 調査第一課

宮城県土木部河川課

別表2

名取川・阿武隈川下流等流域治水協議会幹事会 構成員	
仙台市	防災計画課長
仙台市	農林土木課長
(構成員)	仙台市 都市計画課長
仙台市	河川課長
仙台市	下水道計画課長
白石市	危機管理課長
白石市	農林課長
白石市	建設課長
白石市	都市整備課長
白石市	上下水道事業所 理事兼所長
名取市	防災安全課長
名取市	農林水産課長
名取市	土木課長
名取市	都市計画課長
名取市	下水道課長
名取市	消防本部 警防課長
角田市	防災安全課長
角田市	農林振興課長
角田市	都市整備課長
角田市	復旧推進室
角田市	上下水道事業所長
岩沼市	防災課長
岩沼市	農政課長
岩沼市	土木課長
岩沼市	復興・都市整備課長
岩沼市	下水道事業所長
あぶくま消防本部	警防課長
蔵王町	総務課長

蔵王町 まちづくり推進課長

蔵王町 農林観光課長

蔵王町 建設課長

蔵王町 上下水道課長

七ヶ宿町 総務課長

七ヶ宿町 ふるさと振興課長

七ヶ宿町 農林建設課長

大河原町 総務課長

大河原町 企画財政課長

大河原町 農政課長

大河原町 地域整備課長

大河原町 上下水道課長

村田町 総務課長

村田町 企画財政課長

村田町 農林課長

村田町 建設課長

村田町 上下水道課長

柴田町 総務課長

柴田町 農政課長

柴田町 都市建設課長

柴田町 上下水道課長

川崎町 総務課長

川崎町 農林課長

川崎町 建設水道課長

丸森町 総務課長

丸森町 農林課長

丸森町 建設課長

亘理町 総務課長

亘理町 農林水産課長

亘理町 都市建設課長

亘理町 上下水道課長
山元町 総務課長
山元町 農林水産課長
山元町 建設課長
山元町 上下水道事業所長
気象庁 仙台管区気象台 気象防災部 予報課長
宮城県 危機対策課 課長補佐
宮城県 農村振興課 課長補佐
宮城県 河川課 総合治水対策専門監
宮城県 都市計画課 課長補佐
宮城県 仙台土木事務所 河川部長
宮城県 大河原土木事務所 副所長
宮城県 仙台地方ダム総合事務所 技術次長
東北地方整備局 宮城南部復興事務所 技術副所長
東北地方整備局 釜房ダム管理所長
東北地方整備局 七ヶ宿ダム管理所長
東北地方整備局 仙台河川国道事務所副所長

(事務局) 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 調査第一課
宮城県土木部河川課